



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>
 鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤 幸二

化学物質のリスクアセスメントの実施について — 平成28年6月1日から施行 —

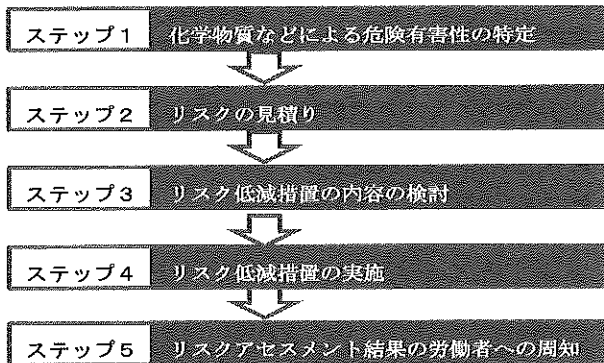
労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について、事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられるとともに、譲渡提供時に容器のラベル表示が義務付けられました。



1 リスクアセスメントの実施時期

- 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
- 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
- 前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき

2 リスクアセスメントの流れ



3 リスクアセスメント実施に関する情報

厚生労働省ホームページ『職場のあんぜんサイト』の「リスクアセスメント実施支援システム(コントロールバンディング)」をご利用ください。

4 リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援

鳥取産業保健総合支援センターでは、労働衛生に関する事業場の支援についてご要望により事業場訪問により支援を行っています。

支援申し込みについては、同センターのホームページ

URL : <http://www.tottori-sanpo.jp>

電話 : 0857-25-3431

等から申し込みください。

また、中小企業の事業場を対象とした平成28年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」化学物質のリスクアセスメント訪問支援ホームページ(事務局:テクノヒル株式会社)よりお申し込みください。

テクノヒルで検索、または

URL : <http://www.technohill.co.jp>

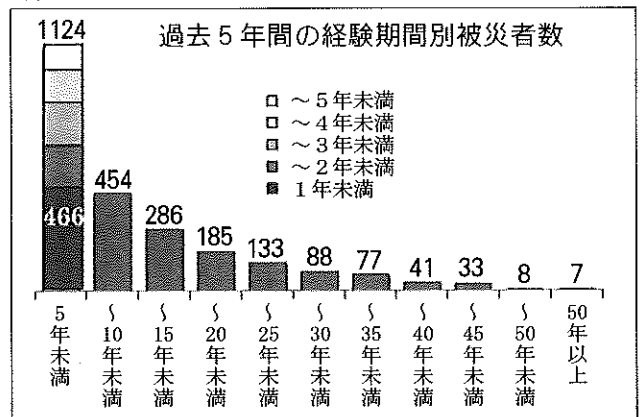
で内容の確認及び申し込みが可能です。

雇入れ時教育は大切です

過去5年間に鳥取労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害を調べると、経験期間が5年未満の者の被災者数は1,124人で、他の5年ごとの経験期間の被災者数に比べて著しく突出しており、5年以上10年未満の454人に比べ2.5倍多く発生しています。

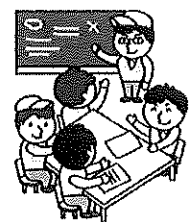
また、経験期間が5年未満の者のうち、1年未満の者は466人であり、5年以上10年未満の者より多くなっています。

このことから、労働災害は経験の浅い労働者ほど多く発生していることがわかります。



労働安全衛生規則第35条には、「事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。」規定とされています。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項



以上のことから、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育は極めて重要です。機械、設備、原材料などの取扱い方法及び作業手順、保護具の使用方法及び管理方法、危険・有害作業に対する労働災害防止対策、事故発生時における応急措置、事業場や作業場所ごとに定めたルールなどの徹底を図りましょう。

・はじめましょう！
 夕方を楽しく活かす働き方「ゆう活」
 について
 ・夏季における年次有給休暇の取得促進
 について

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ること、労働生産性を向上させて、成長を持続させていくことが重要な課題となっています。

鳥取労働局では、「鳥取労働局働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革」の取り組みを進めています。

こうした中、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏的生活スタイルを変革する新たな国民運動「ゆう活」が昨年より全国で展開されています。

具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

各企業におかれましても、実情に応じた労使の自主的な取り組みを、可能な範囲で行うようお願いいたします。

また、「ゆう活」に併せて、夏季における連続休暇の取得への取り組みをお願いいたします。

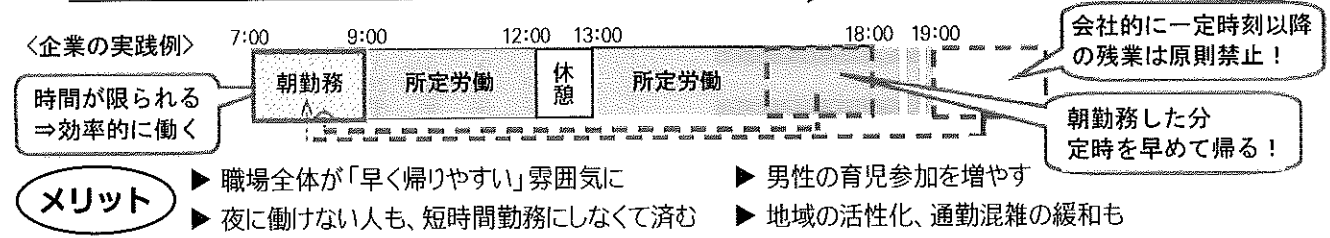
夏季における連続休暇の取得は、暑さによる疲労の回復、子供たちの夏休み期間中における家族との触れ合いを深めるなどの心身リフレッシュにも非常によい機会、大きな意義があるものです。

土日、祝日、夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせ、ゆとりある連続休暇を実現する「プラスワン休暇」の実施も併せてお願いいたします。

さらに、鳥取労働局では、連続休暇の取得をはじめとした労働時間等の見直しにかかる相談や助言を行うため、専門的な知識と豊富な経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。資料提供、事業場への個別訪問、研修会の講師等を無料でさせていただきますので、お気軽にご利用ください。

【ゆう活の働き方1（朝型勤務）】

◆「朝型の働き方」（やむを得ない残業は朝に回して、夕方に退社） ➡ 生産性を上げつつ、多様なライフスタイル



【ゆう活の働き方2（フレックスタイム制の活用）】

フレックスタイム制とは？

- ・労働者が始業時刻・終業時刻を自由に決める制度。
- ・一定の期間（清算期間）をとおして労働時間が週平均40時間（特例事業場は44時間）の「枠」に収まれば、時間外労働にならない。

フレックスタイム制の活用

▶▶▶ 育児・介護に関する

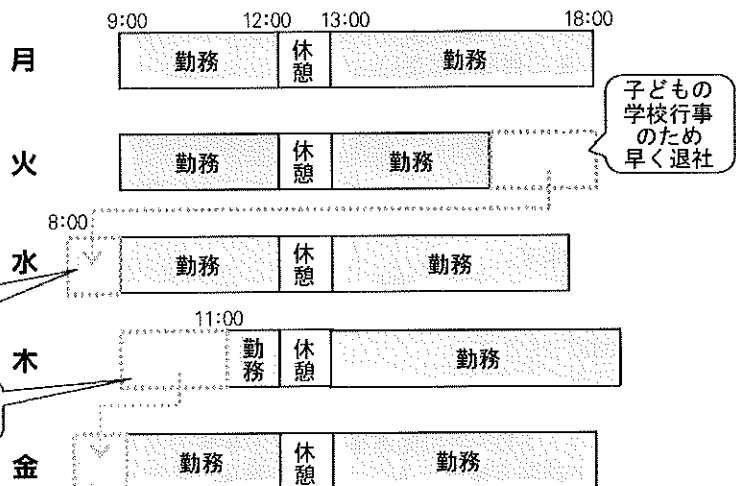
- ✓ 突発的出来事
- ✓ 様々な予定への対応が可能に

短時間勤務にしなくても育児ができる！



前日残した仕事は早朝にカバー（集中して短時間で）

急に子どもが発熱！病院へ行ってから出社



フレックスタイム制度の導入には、始業・終業時刻の決定を労働者に委ねる旨を就業規則等に定めること及び同制度の基本的枠組みを労使協定で定めることが必要です。

【担当】

鳥取労働局 雇用環境・均等室
 電話（0857）29-1709

高校生に対するアルバイトに関する意識等調査結果等について

— 鳥取労働局からのお知らせ —

厚生労働省では、高校生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、昨年の大学生等を対象とした調査と同様に、高校生アルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果をとりまとめました。
意識等調査結果、高校生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組および各事業主に取組んでいただきたい事項についてお知らせします。

1 意識等調査結果について（アルバイト経験のある高校生1,854人）

(1) 経験したアルバイトについて

高校生が経験した業種は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、チェーンの飲食店（牛丼、カレーショップなど）、その他販売の順に多かった。

(2) 労働条件の明示について

高校生が経験したアルバイトのうち、60.0%が書面で労働条件を明示されなかったと回答（うち、口頭ですら明示されなかったものが全体の18.0%）

(3) 労働条件に関するトラブルについて

対象者1,854人のうち、32.6%で何らかの労働条件上のトラブルがあったと回答

〈トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるもの〉

1日に労働時間が6時間を超えても休憩がなかった。	4.8%
働いた時間分の全てがアルバイト代として計算されていない。	3.8%
準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった。	3.8%
1日8時間、1週40時間を超える労働について割増賃金が支払われなかった。	3.4%
本来禁止されている深夜労働・休日労働をさせられた。	2.2%

〈その他、労使間のトラブルと考えられるもの〉

採用時に合意した以上のシフトを入れられた。	11.2%
採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた。	8.8%
一方的に勤務シフトの変更を命じられた。	7.0%
一方的にシフトを削られた。	5.8%
給与明細書がもらえなかった。	5.0%

※なお、回答者の32.7%は本調査項目に回答がなかった。

(4) 勉強への支障について（主なもの：自由記載）

試験の準備期間や試験期間に休みをもらえなかったり、シフトを入れられたり、変更されたりして、勉強のための時間がとれなかった。
睡眠不足になった。

(5) 困ったときの相談先

家族に相談した場合が最も多く(30.7%)、次いで知人・友人(26.1%)、職場の上司(8.7%)、上司以外の職場の人(4.3%)であった。
アルバイトを辞めた(5.2%)、何もしなかった(5.1%)との回答も認められた。
行政機関等の専門の相談窓口に相談した割合は計0.7%であった。

(6) 法定労働条件等の認識

〈認識が低かったもの〉36協定の締結・届出(5.8%)、労働基準監督署に相談が可能であること(7.9%)、解雇予告(10.1%)、減給制裁の制限(15.2%)
〈認識が高かったもの〉年少者の時間外労働や深夜労働の禁止(45.5%)、最低賃金の支払い(42.1%)、休憩時間の付与(36.8%)、賃金の支払い(34.2%)

2 高校生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組について

(1) 事業主団体への要請等

ア 事業主団体への要請（再度）

高校生のアルバイトについても大学生等のアルバイトと同様、労働基準関係法令違反のみならず、様々なトラブルが見受けられることから、昨年の要請に重ね、事業主団体やアルバイトが多い業界の団体等に対する文書要請を実施する。

イ 都道府県労働局長による助言・指導等の実施

(2) 周知・啓発など情報発信のさらなる推進

ア 「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」の増刷と配布

イ インターネット上で労働関係法令の基礎を学べるプログラムの開発

ウ PTAを通じた高校生の保護者への周知・啓発

エ 高校生に対する労働法教育の充実

オ チラシ等の作成による周知・啓発

カ 高校への労働法制の普及に係る講師派遣やセミナー等の実施

キ キャリア教育を担当する教職員への周知

(3) 相談への的確な対応

ア 労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応

労働基準監督署、総合労働相談コーナーにおいて懇切丁寧な相談対応を行う。

また、夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

イ 申告、相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

高校生のアルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

3 各事業主に取組んでいただきたい事項

学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることをご理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての配慮をお願いします。



中小企業最低賃金引上げ対策費補助金 (業務改善助成金)のお知らせ

賃金引上げを行うことを目指し、労働能率の増進に資する設備投資等の取組を行う中小企業事業者を支援します。

<概要>

対象	事業場内最低賃金が時間額換算で 800 円未満かつ地域別最低賃金以上の労働者がいること。
交付要件	事業場内で最も低い労働者の賃金を 60 円以上引上げる賃金引上げ計画を立て、かつ、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善計画を作成し、労働局長の交付決定後にこれらを実施すること。
助成率	業務改善に要した経費の 2 分の 1 (常時使用する労働者が 30 人以下の小規模事業場は 4 分の 3) 上限は 100 万円です。

本助成金の申請・相談は、鳥取労働局雇用環境・均等室 (☎0857-29-1701) までお問い合わせください。

鳥取県最低賃金総合相談 支援センターのご案内

業務改善助成金や中小企業事業主からの経営・労務に関する相談を無料でお受けいたします。専門家の派遣による相談も実施しています。お気軽にご相談ください。

☎鳥取県全域 0800-200-0311 (フリーダイヤル)
 中部地区 0858-24-6824
 西部地区 0859-31-0526



応援します 明日の安全・健康・快適職場

賛助会員入会のご案内

中災防は、賛助会員事業場の安全衛生活動を強力にバックアップしています。

賛助会員に入会されると下記のサポートを主に受けられます。

BACKUP その1 最新の安全衛生情報の入手

●中災防の月刊誌等、定期刊行物を毎月お届けします。

BACKUP その4 図書・ポスター等の見本配付

●キャンペーンポスター、図書・用品の見本を定期的にお届けします。

BACKUP その2 安全衛生ホットライン

●フリーダイヤルやWebによる安全衛生相談をご利用いただけます。

BACKUP その5 会員専用サイトの利用

●社内教育にも役立つKYシートや動画、ダウンロードフリーのイラストや4コママンガ等、安全衛生情報満載のサイトをご利用いただけます。

BACKUP その3 中災防サービス利用目的の割引

研修・セミナー、技術サービスが会員価格でご利用いただけます。

全国産業安全衛生大会の優待があります。

入会方法

詳細はホームページ (<http://www.jisha.or.jp/>) をご覧いただくか、中災防教育推進部、または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

事業場単位、常時入会可能。年度途中入会は、月割り会費制
年会費は1口50,000円です。(従業員50人未満の事業場は1口40,000円)

JISHA 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 [担当] 教育推進部
 TEL: 03-3452-6049 FAX: 03-5443-9845
 ホームページ: <http://www.jisha.or.jp/>

平成28年度 定期会員総会を開催

平成28年度（一社）鳥取県労働基準協会定期会員総会が、5月27日（金）鳥取市永楽温泉町の「ホープスターとっとり」で開催されました。

来賓として、内田鳥取労働局長、河野労働基準部長、津田監督課長のご出席をいただき盛大に開催されました。竹中会長のあいさつ、内田局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「平成27年度決算報告承認の件」、第3号議案「定款変更承認の件」、第4号議案「役員改選承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。続いて、報告事項として（1）平成27年度事業報告の件、（2）平成27年度公益目的支出計画実施報告の件、（3）平成28年度事業計画の件、（4）平成28年度収支予算の件が村澤専務理事から報告されました。また、次の方々役員に就任されました。

- 会 長 竹中由紀夫（東部支部長）
- 副会長 永東 康文（西部支部長）
- 井木 久博（中部支部長）
- 理 事 福田 智博（東部副支部長）
- 馬場 進（東部副支部長）
- 河津 陽文（西部副支部長）
- 松谷 哲也（西部副支部長）
- 泉谷 雅人（中部副支部長）
- 尾原 守行（中部副支部長）
- 専務理事 村澤 幸二（基準協会）
- 監 事 賀川 文雄（東部支部）
- 高浪 秀紀（西部支部）
- 前田 和雄（中部支部）

なお、平成27年度収支決算書及び平成28年度収支予算書は次のとおりです。

平成27年度 収支決算書 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（単位：円 △印＝減）

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旋	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	22,429,592	281,775	22,711,372	64,028,182	487,448	22,000	4,693,775	69,231,405	13,843,997	105,786,774
経常費用計	20,201,881	10,624,472	30,826,353	55,867,761	514,387	2,075,834	4,883,972	63,341,954	7,364,566	101,532,873
一般正味財産期首残高	4,039,580	△20,191,585	△16,152,005	22,919,420	220,136	△4,621,611	△2,826,598	15,691,347	167,796,621	167,335,963
一般正味財産期末残高	6,267,296	△30,534,282	△24,266,986	31,079,841	193,197	△6,675,445	△3,016,795	21,580,798	174,276,052	171,589,864

平成28年度 収支予算書 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（単位：円 △印＝減）

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旋	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	20,543,800	195,000	20,738,800	62,559,000	564,000	23,000	4,666,100	67,812,100	13,650,700	102,201,600
経常費用計	21,765,074	12,361,152	34,126,226	57,478,177	608,226	2,289,167	5,027,976	65,403,546	7,710,973	107,240,745
一般正味財産期首残高	6,267,296	△30,534,282	△24,266,986	31,079,841	193,197	△6,675,445	△3,016,795	21,580,798	174,276,052	171,589,864
一般正味財産期末残高	5,046,022	△42,700,434	△37,654,412	36,160,664	148,971	△8,941,612	△3,378,671	23,989,352	180,215,779	166,550,719

免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 平成28年10月15日（土）
- 場所 倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）
- 試験の種類

- ▼ 一級ボイラー技士
- ▼ 二級ボイラー技士
- ▼ ボイラー整備士
- ▼ クレーン・デリック運転士
（クレーン限定）

- ▼ 第一種衛生管理者
- ▼ 第二種衛生管理者

- 受付期間

郵送受付（簡易書留）

8月16日（火）～8月26日（金） 必着

窓口受付

8月29日（月）～8月31日（水）

- 受付及び問い合わせ等

日本ボイラ協会鳥取支部 (☎0857-52-7300)

鳥取県労働基準協会

// 西部支部 (☎0859-34-5876)

// 中部支部 (☎0858-22-9054)

中小企業事業主のみなさん
ご存知ですか？

抱える経営者のチカラになります！

**最低賃金
ワンストップ
無料相談**

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。
ぜひ、ご相談ください。

鳥取県社会保険労務士会

非正規雇用労働者の企業内での キャリアアップに取り組みませんか?

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成などの取組を実施した事業主に対して助成するもので、平成25年度に創設された制度で、平成28年2月に拡充され、4月からコースの区分が整理統合されました。

助成内容は、①正社員コースとして、有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換した場合、または直接雇用した場合、②人材育成コースとして、有期契約労働者等に一般職業訓練や有期実習型訓練を行った場合、③処遇改善コースとして、有期契約労働者等の

すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合や正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合等が対象となります。

例えば、正社員への転換として就業規則等に正規雇用等転換制度を策定し、その制度に基づき正社員転換した対象者が有期契約労働者の場合、一人当たり60万円(大企業45万円)が助成されます。

また、人材育成の場合は、賃金助成や経費助成を受けることができます。

正社員転換のメリットは、「優秀な人材の確保」や「従業員の職場定着」、「モチベーションの向上」が見られます。

なお、制度の利用には事前にキャリアアップ計画等を作成し、提出することが必要となります。

詳細は鳥取労働局職業安定課又は各ハローワークにお問合せください。

東部支部だより

年次有給休暇の取得に努めましょう (平成27年度労働相談状況から)

鳥取労働基準監督署では平成27年度に1,289件の労働相談を受け付けました。

そのうち、労働基準法等の違反の疑いがあるものや法制度の問い合わせが項目別で延べ1,372件ありました。(その他、民事上の個別労働紛争が項目別で延べ593件ありました。)

項目別の上位5つは下記のとおりです。

【労基法違反等(件)】

年次有給休暇	時間外労働	定期賃金不払い	割増賃金	解雇の予告
158	125	106	100	94
11.5%	9.1%	7.7%	7.2%	6.9%

トップの年次有給休暇(以下「年休」と言います。)についてよくある相談内容は次のようなものです。

① 退職時の年休消化・買い上げ

内容:「退職時に残った年休を全て使いたいがどうか、会社は認めないといっている、買い上げてもらうことはできるか。」

回答:労働者から取得の申し出があり、退職日まで労働日数が少なく、時季変更権を行使する余地がなければ、会社は与えざるを得ません。会社は未消化の年休の買い取り義務までありませんが、双方が合意すれば退職時に残った年休に対し、残日数に応じた金銭を給付することは構いません。

② パート、アルバイトの年休

内容:「会社からパート、アルバイトには年休がないと言われたのが本当か。」

回答:週の所定労働日数が1日以上であればどんな労働者でも、算定期間の全労働日の8割以上の出勤があれば雇い入れから6か月経過後に与えられます。付与日数は基本的に週の所定労働日数で決まりますが、少ない人も

少ない日数ですが比例的に与える必要があります。

③ 年休を取得させてくれない・取得しにくい

内容:「会社に年休を申請しても認めてくれません、どうしたらいいですか。」

回答:年休は労働者の権利ですので、原則、会社はその取得を拒否することはできません。

会社で定められた手続きに則って取得を申し出ても付与されない時は労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省では2020年までの目標値として年休の取得率を70%とすることを掲げています。(※)

また、年休と土日を使った連続休暇(プラスワン休暇)実現の促進にも力を入れています。

年休の取得向上は、会社のイメージアップや労働者のやる気・健康アップ、優秀な人材の確保・定着などさまざまなメリットがあります。

労使ともに年休の取得向上に努めましょう。

(※)平成26年の取得率は47.6%でした。

講習・特別教育等のお知らせ

東部支部では、この7月から9月にかけて、次のとおり講習会や特別教育等を開催します。(開催案内の詳細は『鳥取県労働基準協会』ホームページに掲載予定。又、不明な点は電話0857-52-5060鳥取県労働基準協会東部支部までご照会ください。)

① 安全管理者選任時研修

開催日:7月12日・13日

場 所:労働基準協会

対象者:新しく労働安全衛生法に基づく安全管理者になろうとする者

② 安全衛生推進者養成講習

開催日:7月26日・27日

場 所:労働基準協会

対象者:新しく労働安全衛生法に基づく安全衛生推進者になろうとする者

③ 電気取扱業務(低電圧)特別教育

開催日:8月4日

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

場 所：労働基準協会

対象者：低電圧の電気取扱業務に従事させようとする者

④ 自由研削といし取替え等業務特別教育

開催日：8月23日(学科)24日(実技)

場 所：労働基準協会

対象者：自由研削といしの取替え・試運転業務に従事させようとする者

⑤ 衛生管理者等労働衛生管理担当者研修会

開催日：9月9日

場 所：労働基準協会

対象者：衛生管理者、安全衛生推進者ほか労働衛生管理に携わる者

⑥ 5トン未満クレーン運転業務特別教育

開催日：9月16日(学科)17日(実技)

場 所：学科 — 労働基準協会

実技 — 大鳥機工(株)

対象者：床上操作式のつり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務に従事させようとする者

西部支部だより

重点的な安全対策について

毎年7月1日から7日までは、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、全国安全週間が実施されています。

会員事業場各位におかれても、この期間中及びそれに先立つ6月の準備月間中には、安全大会の開催等様々な取り組みが行われていることと思います。

米子労働基準監督署管内の平成27年における労働災害発生状況(休業4日以上)の死傷者数は、全産業で228人と前年比16.5%の減少となり、平成24年から続いていた労働災害の増加傾向に一定の歯止めをかけることができました。しかしながら、労働災害の種類を分析してみると、依然として転倒災害の発生が最も多く、以下、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれと続いて例年の状況を踏襲している現状です(下図参照)。また、これらの災害は、いずれの業種においても高い発生割合を示しています。

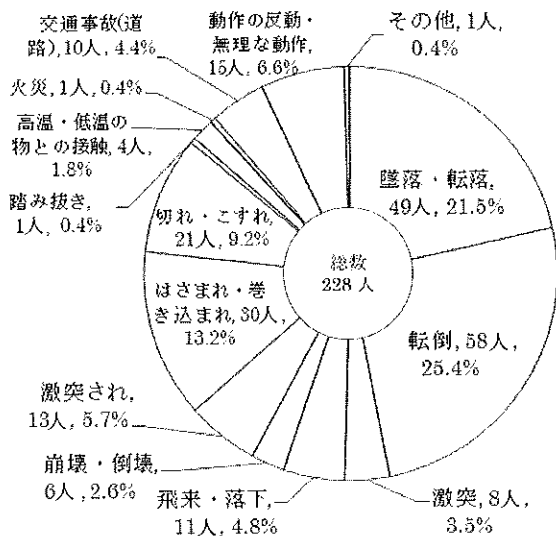


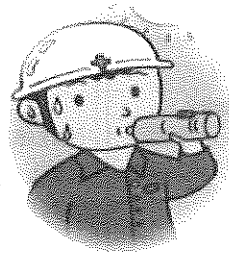
図 米子署管内における平成27年の休業4日以上死傷者数(全産業)

引き続き労働災害の減少傾向を維持するためには、これら発生割合の高い災害に対する重点的な対策が必要となってきます。

そこで、米子労働基準監督署及び当支部においては、昨年度から国全体の取り組みとして行われている「STOP! 転倒災害プロジェクト」及び鳥取労働局の取り組みである「安全『見える化』ととっとり運動」の啓発及び推進に取り組んでいくこととしています。

会員事業場各位におかれては、これらの運動に賛同し重点的な安全対策の推進に一層取り組まれ、また、本年の安全週間での取り組みを契機として平成28年後半の自主的な安全衛生活動に一層取り組まれますようお願いいたします。

熱中症対策について

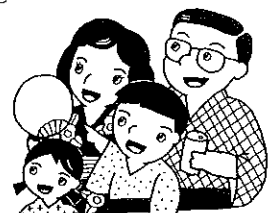
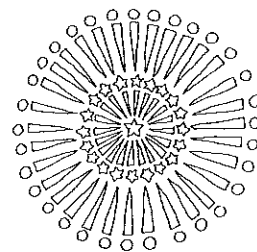


いよいよ夏本番、暑い季節がやってきました。屋外、屋内を問わず熱中症対策が欠かせません。鳥取労働局管内では業務中の熱中症による死亡者は平成22年に1人発生して以降発生していませんが、全国的には平成27年に29人の死亡者が発生

しており、熱中症が重篤な災害であることは依然として変わりません。これらの発生原因としてはいずれも熱中症対策が不十分であることが挙げられます。

引き続き、WBGT値(暑さ指数)の活用、労働者に対する透湿性・通気性の良い服装の着用、のどの渇きによらない水分・塩分の摂取などの取り組みをお願いします。

※ 厚生労働省ホームページ「職場における労働衛生対策」にて熱中症対策情報提供中



中部支部だより

中部支部定期会員会議を開催

4月20日(水)、倉吉シティホテルにおいて定期会員会議を開催しました。

来賓として、鳥取労働局から河野労働基準部長・津田監督課長・木村健康安全課長並びに山田倉吉監督署長をお迎えして盛大に開催されました。

井木支部長の挨拶に次いで、来賓を代表して河野労働基準部長並びに山田監督署長より祝辞を頂きました。

社会保険労務士の大村陽之助氏を議長に選出し、平成27年度事業報告・決算及び平成28年度事業計画(案)・予算(案)が審議され、いずれも原案のどおり可決承認されました。引き続き、役員改選が行われ別掲のとおり選出されました。

会議の終了後、鳥取労働局津田監督課長並びに木村健康安全課長より当面する行政課題について説明を受けました。

(27年度決算書、28年度予算書の概要は、次のとおり)

平成27年度決算書(経常収益)

科目	27年度予算額	27年度決算額	差異
会費収入	3,110,000	3,074,892	△35,108
事業収益	6,550,000	6,363,990	△186,010
雑収益	150,700	217,863	67,163
当期収入合計	9,810,700	9,656,745	△153,955
前期繰越金	4,756,085	4,756,085	0
合計	14,566,785	14,412,830	△153,955

平成28年度予算書(経常収益)

科目	28年度予算額	27年度予算額	差異
会費収入	3,000,000	3,110,000	△110,000
事業収益	6,380,000	6,550,000	△170,000
雑収益	160,500	150,700	9,800
当期収入計	9,540,500	9,810,700	△270,200
前期繰越金	5,748,521	4,756,085	992,436
合計	15,289,021	14,566,785	722,236

平成27年度決算書(経常費用)

科目	27年度予算額	27年度決算額	差異
事業費	8,561,000	7,998,343	△562,657
管理費	812,000	665,966	△146,034
予備費	5,193,785	0	△5,193,785
経常費用計	14,566,785	8,664,309	△5,902,476
当期収支差額	0	5,748,521	5,748,521

平成28年度予算書(経常費用)

科目	28年度予算額	27年度予算額	差異
事業費	8,617,000	8,561,000	56,000
管理費	730,000	812,000	△82,000
予備費	5,942,021	5,193,785	748,236
経常費用計	15,289,021	14,566,785	722,236

中部支部 新役員名簿

役職名	氏名	所属事業場名
支部長	井木 久博	(株)井木組
副支部長	尾原 守行	オムロンスイッチアンドデバイス(株)倉吉事業所
"	泉谷 雅人	神鋼機器工業(株)
幹事	稲井 範行	(株)いない
"	馬野慎一郎	馬野建設(株)
"	西尾 昌之	倉吉運送(株)
"	高力 久美	(株)高野組
"	山本 浩一	(株)山陰合同銀行倉吉支店
"	三谷 昌也	山陰自動車整備工業(株)
"	重道 正	(株)重道組
"	幅田信一郎	大山乳業農業協同組合
"	河越 行夫	宝製菓(株)
"	鹿嶋慎一郎	中国電力(株)倉吉営業所
"	宇崎 孝也	東宝企業(株)
"	松田 隆	(公社)鳥取県中部医師会
"	小川 克彦	鳥取県中部森林組合
"	福山 巖	鳥取中央農業協同組合
"	吉村 正雄	日匠スーパーテクノロジーズ(株)西倉吉工場
"	徳丸 孝信	日本交通(株)倉吉営業所
"	渡部 一博	日本通運(株)倉吉支店
"	福永 慎一	日ノ丸自動車(株)倉吉営業所
"	清木 憲久	(株)明治製作所
"	山元 智幸	鳥取森紙業(株)鳥取事業所
監事	前田 和雄	(株)東郷電機製作所
"	中山 貴彦	(株)鳥取銀行倉吉支店

相談窓口から

(問)健康診断を全従業員一斉に実施したいのですが、勤務時間終了後の時間外に実施しても問題はないか？

また、その場合には健康診断に要した時間に対して、時間外手当を支払わなければならないか？

(答)一般健康診断については、とくに所定労働時間内に実施する義務はありません。しかし、できるだけ所定労働時間内に行なうことが望ましいでしょう。

一般健康診断の受診に要した時間の賃金は、一般的な健康の確保を目的としたものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、当然に事業者が負担すべき義務はなく労使協議して定めるべきものであるが、事業の円滑な運営上不可欠な条件であることから受診に要した時間の賃金を支払うことが望ましい。

特殊健康診断については、事業の遂行上当然に実施しなければならない性格のものであり、時間外に実施する場合には時間外労働として、割増賃金を支払わなければならない。

安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

①ロープ高所作業特別教育

7月26日(火)

②アーク溶接等業務特別教育

(3日間)

8月17日(水)(学科)

18日(木)(学科)(実技)

19日(金)(実技)

③5トン未満クレーン運転業務特別教育(2日間)

9月14日(水)(学科)

15日(木)(実技)

【申込み・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会
中部支部

(☎0858-22-9054)

